

居宅介護支援 自己点検表

事業所名	
点検者職・氏名	
点検年月日	令和 年 月 日

○各項目を確認書類等により点検し、確認事項の内容を満たしているものには「適」、そうでないものは「不適」にチェックをしてください。
 ○該当しない項目については未記入のままにしてください。
 ○根拠条文の「基準」は、「新潟市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例」、「予防基準」は「新潟市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例」を指します。
 ○「Ⅰ人員基準からⅡ運営基準」までは、別に定める場合を除き、居宅介護支援及び介護予防支援共通とします。その際、介護予防支援においては要介護を要支援に、居宅サービス計画を介護予防サービス計画に、居宅介護支援事業者を介護予防支援事業者に、それぞれ読み替えてください。
 ○「確認項目」「確認文書等」の欄については、厚生労働省老健局長通知「介護保険施設等運営指導マニュアルについて」（令和6年7月4日老発0704第67号）を根拠としています。

点検項目		確認項目	具体的内容		点検結果 適 不適		備 考	根拠条文	確認書類等
I 人員基準									
1	従業者の員数	・利用者に対し、従業者の員数は適切ですか	常勤の介護支援専門員を1人以上配置している → 下記について記載してください 介護支援専門員として従事している人数 常勤（ 人） 非常勤（ 人）※非常勤は常勤換算人数で記載 利用者数 要介護者（ 人） 						

点検項目		確認項目	具体的内容	点検結果		備 考	根拠条文	確認書類等
				適	不適			
			管理者は、指定居宅介護支援事業所の管理業務に専従している 《注意》 管理者が管理業務に専従している場合は「適」にチェックし、以下の回答は不要です 専従していない場合は「不適」にチェックし、以下の回答をしてください	☐	☐			
			管理者が他の職種等を兼務している場合、兼務形態は適切である ※下記の事項について記載してください ・事業所内で他職種と兼務している場合はその職種名 () ・他事業所と兼務している場合は事業所名、職種名、兼務事業所における1週間あたりの勤務時間数 事業所名 () 職種名 () 勤務時間数 ()	☐	☐			
Ⅱ 運営基準								
3	内容及び手続きの説明及び同意	・重要事項を記した文書について、利用申込者又はその家族へ交付し説明を行い同意を得ていますか ・重要事項説明書の内容に不備等はないですか	利用申込があった場合、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制、秘密の保持、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定居宅介護支援事業所から居宅介護支援を受けることについて同意を得ている	☐	☐		基準/予防基準 第6条	・重要事項説明書 ・利用契約書
4	受給資格等の確認	・被保険者資格、要介護認定の有無、要介護認定の有効期限を確認していますか	被保険者資格、要介護認定の有無、要介護認定の有効期限を確認している	☐	☐		基準/予防基準 第9条	・介護保険者証の写し等（確認している記録）

点検項目	確認項目	具体的内容	点検結果		備 考	根拠条文	確認書類等
			適	不適			
5 指定居宅介護支援の具体的取扱方針	・利用者の日常生活全般を支援するため介護保険以外の保健医療・福祉サービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置づけるよう努めていますか ・利用者が有する能力、その置かれている環境等を評価し、利用者が自立した生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握（アセスメント）していますか ・アセスメントのため、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接していますか ・サービス担当者会議を開催し、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有し、担当者からの専門的な見地からの意見を求めていますか ・居宅サービス計画原案の内容について利用者又はその家族へ説明を行い、文書により同意を得ていますか ・居宅サービス計画を利用者及び担当者へ交付していますか ・定期的に居宅サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）を行い、結果を記録していますか（月1回） ・サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について担当者から専門的な見地からの意見を求めていますか ・居宅サービス計画に位置づけた個別サービスにかかる当該計画の提出を求めていますか ・生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等（身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を含む）を行っていませんか	利用者の日常生活全般を支援するため介護保険以外の保健医療・福祉サービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置づけるよう努めている	☐	☐		基準第15条、予防基準第33条	・アセスメントシート ・サービス担当者会議の記録 ・居宅サービス計画 ・支援経過記録等 ・モニタリングの記録 ・個別サービス計画 ・身体的拘束等の記録（ある場合） （状況報告書1（3））
		利用者が有する能力、その置かれている環境等を評価し、利用者が自立した生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握（アセスメント）している	☐	☐			
		アセスメントのため、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接している	☐	☐			
		サービス担当者会議を開催し、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有し、担当者からの専門的な見地からの意見を求めている	☐	☐			
		居宅サービス計画原案の内容について利用者又はその家族へ説明を行い、文書により同意を得ている	☐	☐			
		居宅サービス計画を利用者及び担当者へ交付している	☐	☐			
		定期的に居宅サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）を行い、結果を記録している（月1回）	☐	☐			
		サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について担当者から専門的な見地からの意見を求めている	☐	☐			
		居宅サービス計画に位置づけた個別サービスにかかる当該計画の提出を求めている	☐	☐			
		生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等（身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を含む）を行っていない	☐	☐			

点検項目		確認項目	具体的内容	点検結果		備 考	根拠条文	確認書類等
				適	不適			
		・身体的拘束等を行う場合に要件（切迫性、非代替性、一時性）を全て満たしていますか ・身体的拘束等を行う場合、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか	身体的拘束等を行う場合に要件（切迫性、非代替性、一時性）を全て満たしている 身体的拘束等を行う場合、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録している	☐	☐			(状況報告書4①(1))
6	運営規程	・運営における以下の重要事項について定めていますか 1. 事業の目的及び運営の方針 2. 職員の職種、員数及び職務内容 3. 営業日及び営業時間 4. 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料、その他の費用の額 5. 通常の事業の実施地域 6. 虐待の防止のための措置に関する事項 7. その他運営に関する重要事項	運営における左記の重要事項について定めている	☐	☐		基準第20条、予防基準第19条	・運営規程

点検項目	確認項目	具体的内容	点検結果		備 考	根拠条文	確認書類等
			適	不適			
7	勤務体制の確保	・ サービス提供は事業所の介護支援専門員・従業員によって行われている ・ 資質向上のために研修の機会を確保していますか ・ 性的言動、優越的な関係を背景とした言動による就業環境が害されることの防止に向けた方針の明確化等の措置を講じていますか	☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐		基準第21条、予防基準第20条	・ 勤務体制一覧表/勤務実績表 ・ 雇用の形態（常勤・非常勤）がわかるもの ・ 研修の計画、実績がわかるもの ・ ハラスメント防止のための方針（状況報告書4②(2)）
8	業務継続計画の策定等	・ 感染症、非常災害発生時のサービスの継続実施及び早期の業務再開の計画（業務継続計画）の策定及び必要な措置を講じていますか ・ 従業員に対する計画の周知、研修及び訓練を定期的に行っていますか ・ 定期的に計画の見直しを行い必要に応じて計画の変更を行っていますか	業務継続計画を策定し以下の項目を定めている ア 感染症にかかる業務継続計画 （１）平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） （２）初動対応 （３）感染症拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） イ 災害に係る業務継続計画 （１）平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必需品の備蓄等） （２）緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） （３）他施設及び地域との連携	☐ ☐ ☐		基準第21条の2、予防基準第20条の2	・ 業務継続計画 ・ 研修計画、実施記録 ・ 訓練計画、実施記録

点検項目	確認項目	具体的内容	点検結果		備 考	根拠条文	確認書類等
			適	不適			
9	感染症の予防及びまん延防止のための措置	感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会開催（おおむね6月に1回以上）、その結果を周知している	☐	☐		基準第23条の2、予防基準第22条の2	・ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催状況・結果がわかるもの ・ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針 ・ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施状況・結果がわかるもの （状況報告書3）
		感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備していますか	☐	☐			
		感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期実施していますか	☐	☐			
10	秘密保持	個人情報の利用に当たり、利用者（利用者の情報）及び家族（利用者家族の情報）から同意を得ていますか	☐	☐		基準第25条、予防基準第24条	・ 個人情報の利用に関する同意書 ・ 従業者の秘密保持誓約書 （状況報告書4②（4））
		退職者を含む、従業者が利用者の秘密を保持することを誓約していますか	☐	☐			
11	広告	広告は虚偽又は誇大となっていない	☐	☐		基準第26条、予防基準第25条	・ パンフレット/チラシ ・ Web 広告
	掲示（令和7年度から義務化）	事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、居宅介護支援員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示している	☐	☐		基準第24条、予防基準第23条	・ 掲示物 （状況報告書4①（3）） ・ ウェブサイト
		事業所内に掲示することに加え、ウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公表システム）に掲載・公表している	☐	☐			

点検項目	確認項目	具体的内容	点検結果		備 考	根拠条文	確認書類等
			適	不適			
12	苦情処理	・ 苦情を受け付けた場合、内容等を記録していますか	苦情を受け付けた場合、内容等を記録している	☐	☐		基準第28条、予防基準第27条 ・ 苦情の受付簿 ・ 苦情への対応記録 (状況報告書4②(1))
13	事故発生時の対応	・ 市町村、利用者家族等に連絡していますか	市町村、利用者家族等に連絡している	☐	☐	基準第29条、予防基準第28条	・ 市町村、家族等への連絡状況がわかるもの ・ 事故に際して採った処置の記録 ・ 損害賠償の実施状況がわかるもの (状況報告書4①(4))
		・ 事故状況、事故に際して採った処置が記録されていますか	事故状況、事故に際して採った処置が記録されている	☐	☐		
		・ 損害賠償すべき事故が発生した場合に、速やかに賠償を行っていますか	損害賠償すべき事故が発生した場合に、速やかに賠償を行っている	☐	☐		
14	虐待の防止	・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期開催及びその結果の介護支援専門員への周知を行っていますか	虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期開催及びその結果を介護支援専門員へ周知している	☐	☐	基準第29条の2、予防基準第28条の2	・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催状況及び結果がわかるもの ・ 虐待の防止のための指針 ・ 虐待の防止のための研修の計画及び実績がわかるもの ・ 担当者を置いていることがわかるもの (状況報告書4(2))
		・ 虐待の防止のため指針の整備を行っていますか	虐待の防止のため指針を整備している	☐	☐		
		・ 虐待の防止のため研修を定期実施していますか	虐待の防止のため研修を定期実施している	☐	☐		
		・ 上記の措置を適切に実施するための担当者を置いていますか	上記の措置を適切に実施するための担当者を置いている	☐	☐		